
平成27年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成27年3月4日(水)

1. 議事日程第2号

平成27年3月4日(水) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第2号から議案第14号、議案第16号から議案第24号、議案第30号から議案第36号)

第2 予算特別委員会の設置について

第3 上程議案の委員会付託

(議案第2号から議案第14号、議案第16号から議案第24号、議案第30号から議案第36号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第2号から議案第14号、議案第16号から議案第24号、議案第30号から議案第36号)

日程第2 予算特別委員会の設置について

日程第3 上程議案の委員会付託

(議案第2号から議案第14号、議案第16号から議案第24号、議案第30号から議案第36号)

出席議員(16名)

1 番 宿 利 忠 明

3 番 石 井 龍 文

5 番 中 川 英 則

7 番 菅 原 一

9 番 秦 時 雄

11番 清 藤 一 憲

13番 藤 本 勝 美

2 番 大 谷 徹 子

4 番 廣 澤 俊 幸

6 番 尾 方 嗣 男

8 番 河 野 博 文

10番 松 本 義 臣

12番 宿 利 俊 行

14番 片 山 博 雅

15番 繁田弘司

16番 高田修治

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 帆足浩一

議事係 長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝倉浩平
教 育 長 秋吉徹成
まちづくり
推 進 課 長 穴本芳雄
税 務 課 長 石井信彦
住 民 課 長 衛藤善生
農林業振興課長兼
農 業 委 員 会
事 務 局 長 梅木良政
会計管理者兼
会 計 課 長 本松豊美
教育総務課長 長尾孝宏
社会教育課長兼
中央公民館長兼
わらべの館館長 湯浅詩朗

副 町 長 小幡岳久
総 務 課 長 河島公司
環境防災課長兼
基地対策室長 藤林民也
福祉保健課長 江藤幸徳
建設水道課長 平井正之
商工観光振興
課 長 村木賢二
人権同和啓発
センター所長 山本五十六
学校教育課長 米田伸一
行 政 係 長 秋吉正彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

本日の会議に遅刻の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

執行部につきましては、人権同和啓発センター所長山本五十六君、公務のため遅刻の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

（議案第2号から議案第14号、議案第16号から議案第24号、議案第30号から議案第36号）

○議長（高田修治君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集2ページです。

議案第2号、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更について、質疑を行います、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第2号の質疑を終わります。

議案集3ページです。

議案第3号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） 4番廣澤です。

伐株山の休憩のものが産業振興の観光として指定をされておりますけれども、この指定をするための条件といいますか基準というのはあると思うんですが、その基準についてどういう基準でやられるのか、お伺いをいたします。

○議長（高田修治君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） おはようございます。

廣澤議員のご質問にお答えします。

当然、産業でございます、いろんなものが入ってくるわけでございまして、観光施設として位置づけておることとございまして、そういった観点からこの計画にのせておることとございまして。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） こういう指定をするに当たっても、町民が主体・主権だというなら、町民の意見をやっぱり聞かなくちゃいけないと思うんです。これは、これからやっぱりこういうことを指定するときには、町民の意見を聞くということが大事だと思うんですが、そういうことの反映をする場というのはあるんでしょうか。

行政が一方的に指定するのか、それともやっぱり町民主権というんだったら、町民にいろいろ意見を聞いて指定するという、そういう方法をとらざるを得ないんじゃないかと、とるべきだろうと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 本事業につきましては、皆様ご存じのように水戸岡先生のご提案もいただきましたとおりでございまして、これに基づきまして地元の方々とも今協議をしておる最中でございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4番（廣澤俊幸君） 3問目ですからこれで終わりますけれども、水戸岡さん、水戸岡さんて何で言うんですかね。水戸岡さん、一業者じゃないですか。お客さんは玖珠町ですよ。ビジネスの世界ではそうでしょう。玖珠町民がお客さんなんですよ。お客さんの意見が中心にならないとおかしいじゃないですか。そういう言い方されるのが、僕はすごい不満なんです。これも予算委員会であとは話をしますけれども、その辺については少し検討してもらいたい。どっちがお客なんだ、どっちが業者なんだと。お客が最終判断をするのは、これ当たり前なんです。絵を出してもらうのはいい、けどそれをどうするかというのは、町民の意見を聞いてやるというのがこれは基本ですよ。そのことを申し上げて、あとは予算委員会の中に話を移したいと思います。

○議長（高田修治君） ほかに意見はございませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

次に、議案集5ページです。

議案第4号、玖珠町健康づくり推進条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案集8ページです。

議案第5号、玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第6号、玖珠町地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第7号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、質

疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページ。

議案第8号、玖珠町情報公開条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページ。

議案第9号、玖珠町行政手続条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料、黄色の参考資料集6ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページです。

議案第10号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番廣澤俊幸君。

○4 番（廣澤俊幸君） 4番廣澤です。

これ教えてもらいたいんですけども、適用時期がみんな違うんですけども、この違う理由について教えてください。

○議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 今回は、社会教育指導員の報酬の改正であります。

これにつきましては、9万6,000円から12万8,000円ということで、経過的に3年間で措置したいという考えであります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4 番（廣澤俊幸君） この適用時期が、みんな違うじゃないですか、これ何か理由があるのかどうか。下の施行期日が違うでしょう。

〔「3カ年で調整するでしょう、その理由」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 上げ幅の関係で一気に3万幾ら上がるので、その調整をしたいということです。

○議 長（高田修治君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集の24ページ。

議案第11号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページです。

議案第12号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集32ページです。

議案第13号、玖珠町有財産条例の一部改正について、質疑を行います。

参考資料19ページです。

質疑ありませんか。

4 番廣澤俊幸君。

○4 番（廣澤俊幸君） 4 番廣澤です。

参考資料あったんですね。

この軽微なというこの基準がちよっとわからないんです。軽微な変更ということで。

〔「1割」と呼ぶ者あり〕

○4 番（廣澤俊幸君） 1割というのは、10億の1割とか、1億の1割とか、これ違うと思うので、上限が考えられてその基準がつくられているわけですね。そういう理解でよろしいですね。10億の1割といたら1億ですね、大きいですね、これ。

○議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 現在、地方自治法第96条の第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約ということで、工事の関係は5,000万円以上です。それから、備品等の購入財産の関係につきましては700万以上が規定とされております。その案件につきましては、議会の議決をいただくというふうになっております。

それで、当然5,000万円の工事の発注をしたときには1割ですから500万、1億のときには1,000万ということで、上限というのはありませんので、その金額に応じた契約の変更ということになります。

○議 長（高田修治君） 4番廣澤俊幸君。

○4 番（廣澤俊幸君） やっぱり何か歯どめをかけないと、最初の発注のときは適当でいいわ、表現がいいかどうか別ですけども、このぐらいでいいわという甘さとなる可能性が心配なんですよ。

それと、やはり上限をある程度設けたほうが僕はいいんだと思うんです。さっき言ったように、10億の1割は1億、大変なことですね、税金を使うというのは。5,000万円以上ですよ。だからその辺はやっぱりもう少し工夫されたほうがよろしいんじゃないかなと思っているところです。特にもう回答は要りません。

○議 長（高田修治君） 議案第13号について、ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集33ページです。

議案第14号、玖珠町議会の議決に付すべき契約及び重要な施設の廃止に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページです。

議案第16号、玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集41ページです。

議案第17号、玖珠町介護保険条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。41ページです。議案第17号。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集43ページです。

議案第18号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集51ページです。

議案第19号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集54ページです。

議案第20号、急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

54ページです。いいですか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集55ページです。

議案第21号、玖珠町立幼稚園の授業料徴収条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集56ページです。

議案第22号、玖珠町消防団条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

8 番河野博文君。

○ 8 番（河野博文君） この条例で、各階級というかそれによって上げ幅が違うんですけども、この上げ幅を均一に上げるということはできなかったんですか。

○ 議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○ 総務課長（河島公司君） この件につきましては、両町の町長会の中で議論をいただきまして、県下の団員の俸給表を参考にしまして、その平均とうちの今の俸給がどういう関係にあるかということを検討材料にしまして、県下の平均並みには上げたほうがよからうということで、それぞれのクラスによりましてその平均に合わせていますので、一律ということになっておりません。

○ 議 長（高田修治君） 8 番河野博文君。

○ 8 番（河野博文君） 確認なんですけれども、大体県下の平均というような考え方でよろしいですね。

○ 議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○ 総務課長（河島公司君） はい、そのとおりです。

○ 議 長（高田修治君） 9 番秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君） 9 番秦です。

報酬につきましては今お聞きいたしましたけれども、例えば、災害のために出動する、この手当については議論とかそういうのはされなかったんでしょうか。手当について上げるということですね。

〔「出動手当ね」と呼ぶ者あり〕

○ 9 番（秦 時雄君） 出動手当ですね。

○ 議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○ 総務課長（河島公司君） すみません、手当につきましても一緒に検討しましたけれども、今回については報酬だけ改正させていただきました。

○ 議 長（高田修治君） 9 番秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君） 秦です。

関連ですけれども、その出動手当についても、今後考えるということでもいいんでしょうか。両町で話し合いながら金額を決めるということで、そういう方向でもいいんでしょうか。

○ 議 長（高田修治君） 河島総務課長。

○ 総務課長（河島公司君） 話の中ではそういうふうに話をしております。

○ 議 長（高田修治君） 議案第22号、ほかに質問ございませんか。

（な し）

○ 議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集57ページです。

議案第23号、玖珠町保育の実施に関する条例の廃止について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集58ページです。

議案第24号、玖珠町と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務委託に関する協議について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） ちょっとこの事務委託について、玖珠町と大分県下の各市町村に対してはどういうふうになっておりますか。

○議長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 総合窓口係の業務として、おおいた広域窓口サービスというのがございます。これにおいて、県内の参加市町村で住民票の写し、戸籍抄本、印鑑登録証明などの交付が受けられるという制度であります。これについては、玖珠町は平成25年8月から参加しておりまして、今回15市町参加しておりまして、豊後高田市が今回27年4月1日から参加する予定になっております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） それでは、まだ委託提携を結ばれていない町、市はどこがあるんでしょうか。15と今言っていっちゃいましたですね。大分県下18市町村なわけですけども、どこの市か町が締結をされていないのか。

○議長（高田修治君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 日田市と姫島村であります。

○議長（高田修治君） いいですか。

(な し)

○議長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第30号から議案第36号までの7議案は、平成27年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託いたしたいと思いますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

それでは、議案集、最初に、議案第30号、平成27年度玖珠町一般会計予算について質疑を行います。別冊となっております。

先ほど申し上げましたように、大別して質疑を受けますので、広範囲にわたります。質疑のある方は、ページ数と款項目、事業名をはっきり言ってから質問をお願いいたします。

最初に、２ページ、第１表、歳入歳出予算から、45ページ、22款町債まで質疑ありませんか。22款町債まで。

(な し)

○議長（高田修治君） いいですか。

それから、次、46ページ、歳出、１款議会費から、134ページ、９款消防費まで質疑ありませんか。消防費まで。

(な し)

○議長（高田修治君） いいですね。

次に、134ページ、10款教育費から最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） いいですか。

それでは、全体を通して質疑ありませんか。歳入歳出、結構です。

ありませんか。

(な し)

○議長（高田修治君） いいですか。

それでは、議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成27年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、別冊となっております。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） きのう、26年度の補正予算のほうで、減額補正をやっておりましたよね、3億27万か。これは今回、今度また新しく上がっておるんですね。予算書、それから前年度の補正予算の上げ方がちょっとおかしいんじゃないですか。そこら、ちょっと今度の予算委員会で返答できるようにしておいてください。今日、本人がおらんので。

三角というのは、減額補正でしょう。きのうの見てください。

26年度で3億の減額補正をしておって、また予算で新たに上げられてくる、これは理屈はわかっておるんですよ。わかっておるけれども、やり方がちょっとおかしい。

○議長（高田修治君） これは予算特別委員会のある程度方向を出していただきたいと思いますので、お願いしておきます。

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、平成27年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号、平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成27年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、平成27年度玖珠町水道事業会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

日程第2 予算特別委員会の設置について

○議長（高田修治君） 日程第2、予算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議案第30号から議案第36号までの平成27年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります7議案について、審査の付託をするため、15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、15名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまましばらくお待ちください。

午前10時28分 休憩

△

午前10時28分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会委員の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名することになっております。

これから予算特別委員会委員の指名を行います。

1番宿利忠明君、2番大谷徹子さん、3番石井龍文君、4番廣澤俊幸君、5番中川英則君、6番尾方嗣男君、7番菅原一君、8番河野博文君、9番秦時雄君、10番松本義臣君、11番清藤一憲君、12番宿利俊行君、13番藤本勝美君、14番片山博雅君、15番繁田弘司君の以上15名を指名いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において委員の互選となっております。

委員の方々の正副委員長の選任をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

△

午前10時30分 再開

○議長（高田修治君） 再開します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長に12番宿利俊行君、副委員長に9番秦 時雄君が選任されました。

日程第3 上程議案の委員会付託

（議案第2号から議案第14号、議案第16号から議案第24号、議案第30号から議案第36号）

○議長（高田修治君） 日程第3、これより上程議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

会議規則第39条の規定により、お手元に配付しました付託表のとおり、議案第2号から議案第14号、議案第16号から議案第24号の22議案につきましては、それぞれの常任委員会に、議案第30号から議案第36号の7議案については予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第14号、議案第16号から議案第24号の22議案については、それぞれの常任委員会に、議案第30号から議案第36号までの7議案については予算特別委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす5日から11日までの7日間は、各常任委員会、予算特別委員会及び議案考察のため休会とし、12翌13日は一般質問といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、あす5日から11日までの7日間は、各常任委員会、予算特別委員会及び議案考察のため休会し、12日、13日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時32分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月4日

玖珠町議会議長 高 田 修 治

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 清 藤 一 憲